

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-13
処分の種類	目的外用途使用者等からの特別徴収金の徴収			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第91条の2第1項			
処分の概要	県営土地改良事業で予定した農地が目的外用途に供されるとき、特別徴収金の徴収			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>条例に示された基準による。</p> <p>長野県営土地改良事業分担金徴収条例第4条 第4条 国から補助金の交付を受けて行なう事業であつて別に知事が指定するものの施行については、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内の土地について法第3条に規定する資格を有するものから、前2条の規定により徴収する分担金のほか、当該事業に要する経費から前2条の規定により徴収する分担金の額に相当する額を控除した額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部について、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農用地以外への転用が行なわれる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された土地についての開田が行なわれる場合に、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた額（農用地の農用地以外への転用が行なわれる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）を納付せしめる旨の条件を付した分担金を徴収する。この場合においては、前条第1項の規定を準用する。</p> <p>2 前項の分担金を徴収する場合にあつては、当該事業に係る前2条の規定による徴収に係る決定通知を行なう際にあわせて前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めて通知するものとする。</p> <p>3 知事は、当該転用に係る土地の面積が知事の指定する面積をこえない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認した場合においては、第1項の分担金を免除することができる。</p>			
基準の制定根拠	長野県営土地改良事業分担金徴収条例第4条			